

令和8年1月21日

柳井地域広域水道企業団

保証証書の電子化対応について（お知らせ）

標記のことについて、柳井地域広域水道企業団（以下「企業団」といいます。）において、以下のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

なお、保証の電子化については、当面の間、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社など）によるもののみとします。（電子保証は、西日本建設業保証（株）が提供する、インターネット保証サービス「e-net 保証」を利用します。）

また、電子保証を希望されない場合は、引き続き書面による保証証書の提出も可能です。書面で交付された保証証書は、従来どおり原本を企業団に寄託してください。

○運用開始日等

令和8年1月21日以降に入札公告又は指名通知する建設工事及び建設コンサル業務委託

○対象

対象案件（工事・建設コンサル）を落札された事業者で、西日本建設業保証（株）による保証（契約保証、前払金、中間前払金に係る保証）を受ける方のうち、電子保証を希望する場合（1/21以前に入札公告又は指名通知したものの変更契約及び当初契約は除きます。）

○発注者への保証契約番号及び認証キー情報の通知について

（1）契約保証

- ・契約書を提出する時
- ・事前に所管課へ連絡の上、メールで送信、若しくは書面（任意様式）でお知らせください。

（2）前払金保証及び中間前払金保証

- ・前払金請求書を提出する時
- ・事前に所管課へ連絡の上、メールで送信、若しくは書面（任意様式）でお知らせください。

（3）通知先

- ・柳井地域広域水道企業団
総務課（メールアドレス：soumu-yk@yanaikousui.jp）

※西日本建設業保証株式会社の保証

- ・電子証書閲覧用の「保証契約番号」及び「認証キー」をお知らせください。
- ・受注者の方が電子認証を利用するには、事前に e-Net 保証の ID 登録が必要です。詳しくは、西日本建設業保証株式会社ホームページをご覧ください。